

審 第 1 7 4 1 号

答 申 第 5 0 7 号

平成30年11月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年10月6日付け精保セ第329号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第678号

平成28年8月28日付けで審査請求人から提起された、平成28年8月12日付け  
精保セ第249号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月20日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターの30周年記念のイベントに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他のメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、千葉県精神科医療センターと精神保健福祉センターは担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の

対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」(以下「本件請求内容」という。)

### 3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成28年8月12日付け精保セ第249号で行政文書不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年8月28日付けで審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全部を開示するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

千葉県精神科医療センター(以下「医療センター」という。)30周年記念のイベントに本件担当課職員が出席しているはずである。よって、請求対象文書が全く存在しないと到底考えられない。

### 3 反論書の要旨

#### (1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

#### (2) 不存在の理由附記の不備について

情報公開の実施機関は、対象文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか、適用除外なのか等を説明する責任がある(最一小判平成4年12月10日民集46

巻8号2658頁、東京地判平成22年3月30日判自331号13頁、東京地判平成12年4月27日判時1743号46号)。

それにもかかわらず、本件担当課は、廃棄したわけではないことを示唆しているものの、如何なる理由で不存在であるのかを説明していない。

したがって、説明すべきである。

### (3) 医療センターと千葉県精神保健福祉センター（以下「福祉センター」という。）との関係

両センターは、互いに千葉県の精神医療について協力関係にあり交流もある。そして、本件開示請求のもう一方の担当課から開示された文書は参加者のほとんどの氏名が開示とされている。しかし、公務員として出席した、食糧費の支出の相手方の氏名であるため、当然開示されるものである。したがって、公務員として参加した者は何らかの文書を実施機関職員として保有していると考えられる。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 対象文書の特定及び内容について

本件請求を受けたが、福祉センターでは行政文書を保有していないため本件決定を行った。

### 2 処分の理由（不開示の理由について）

本件請求を受け、対象文書を特定すべく探索したが、医療センターの30周年記念のイベント（以下「イベント」という。）に関する行政文書は存在しなかった。

また、職員に対してイベント参加への旅行命令実績もなく、公費支出も行っていない。

### 3 弁明の理由について

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。イベントに本件担当課職員が出席しているはずである。よって、請求対象文書が全く存在しないとは到底考えられない。」と主張する。

しかし、上記2のとおり、イベントに係る行政文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は、福祉センター職員が医療センター開設30周年記念の式典（以下「本件式典」という。）に出席していること及び両センターは、千葉県精神医療について協力関係にあること等から、対象文書が全く存在しないとは考えられず、文書の探索が不十分である旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件式典に関する文書は存在せず、職員に対して本件式典参加への旅行命令実績もなく、公費支出も行っていない旨主張する。

そうすると、本件においては、福祉センター職員が、公務として出席しているのであれば、本件式典に出席した職員の旅費に関する書類及び復命書等が、また、福祉センターが本件式典の運営に関与しているのであれば、本件式典の運営に関する文書が本件対象文書となるものと解される。

そこで、当審査会が上記文書の有無について確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 本件式典には、福祉センター職員2名が出席していることが認められるが、当審査会が確認したところ、出席した職員には本件式典への出席が公務であるとの認識はなく、出席した職員は出席する際に出席伺い等の手続きも行っておらず、本件式典後も復命書等の報告書が作成された事実も認められなかった。
- (2) また、当審査会が医療センターに対し、本件式典の運営について、福祉センターに何らかの協力を依頼したか確認したところ、協力等は求めているとのことであった。

ところで、医療センターが本件式典を開催するに当たって、医療センターにおいて30周年記念行事実行委員会を発足させ、本件式典に関するスケジュール

及び当該実行委員会委員名簿等の資料（千葉県病院局長が、平成28年8月18日付け精医セ第249号で行った行政文書部分開示決定に係る対象文書の一部。以下「本件実行委員会資料」という。）を作成していることが認められた。

そこで、当審査会が本件実行委員会資料を見分したところ、当該実行委員会の委員は医療センターの職員で構成されており、福祉センターを含む他の機関の職員が当該実行委員会に加わっている事情は認められなかった。

したがって、上記事実に鑑みると、医療センターが本件式典について、福祉センターに対し協力等を求めているとの説明に不自然・不合理な点は認められない。

(3) また、当審査会が事務局職員をして実施機関の文書の保管場所を探索させたところ、本件対象文書は確認できなかった。

以上のことから、本件請求の対象となる文書の存在は認められず、実施機関の本件対象文書は不存在であるとした本件決定は、妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月 6日	諮問書及び弁明書の写しの受理
平成28年10月21日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成29年12月18日	審議
平成30年 4月23日	審議
平成30年 5月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)